2012 年 5 月 11 日

各位

MediciNova, Inc.
代表取締役社長兼 CEO
岩城　裕一
コード番号：　4875　大証 Jasdaq
問合わせ先：　東京事務所代表　副社長
岡島　正恒
電話番号：　03-3519-5010
E-mail：　info@medicinova.com

再表示基本定款の一部変更に関するお知らせ

2012 年 5 月 11 日　米国　サンディエゴ発　-　メディシノバ（MediciNova, Inc.）（米国カリフォルニア州サンディエゴ、代表取締役社長兼 CEO：岩城裕一）は、2012 年 3 月 8 日に開催された取締役会において、2012 年 6 月 14 日開催予定の定時株主総会に、下記のとおり再表示基本定款の変更について付議することを決定し、本日、本決議事項が記載された日本語版定時株主総会招集通知の株主の皆様宛て発送の準備が整いましたので、お知らせいたします。

記

１．再表示基本定款変更の目的

2012 年 4 月 10 日現在、当社の発行済普通株式数は 16,118,565 株であり、発行済優先株式数は 220,000 株です。優先株式 220,000 株は、普通株式 2,200,000 株に転換可能で、且つ、ストック・オプション及び株式購入制度に基づき付与されるオプション及び権利の行使により発行される株式のために普通株式 4,106,175 株、並びに発行済のワラントの行使により発行される株式のために普通株式を最大で約 2,998,687 株留保しています。従って、2012 年 4 月 10 日現在、普通株式 4,576,573 株及び優先株式 280,000 株のみが将来的に発行可能な状況です。本再表示基本定款の変更が承認され、発行可能な株式数が増加することにより、現在の資金需要及び将来予想される成長を支えることができ、将来の事業機会及び需要（株式募集、買収、株式配当、ストック・インセンティブ・プランに基づく発行及びその他の企業目的を含む）について検討し、それに対応する柔軟性を得ることができます。従って今回の変更は、株式の追加発行により、普通株式及び／又は優先株式の発行を必要とする事業機会

が生じる度に、株主の皆様の承認を得るための臨時株主総会を開催する時間及び費用を要することなく、上述の行為を実行することができるようにするためのものです。
但し、現時点で当社にそのような予定はありません。

２．再表示基本定款変更の内容

(1) 発行可能な普通株式の株式数を額面価格 0.001 米ドルの普通株式 30,000,000 株から 100,000,000 株へと増加させること（普通株式 70,000,000 株の増加）

(2) 発行可能な優先株式の株式数を額面価格 0.01 米ドルの優先株式 500,000 株から 3,000,000 株へと増加させること（優先株式 2,500,000 株の増加）

３．日程

再表示基本定款変更のための株主総会開催日

2012 年 6 月 14 日(木)(米国太平洋夏時間)

再表示基本定款変更の効力発生日

再表示基本定款変更が株主総会で承認された後、再表示基本定款の変更に関する証書の申請を米デラウェア州の総務長官が承認した時点

以上

メディシノバについて
メディシノバ（Medicinova, Inc.）は、日本内外の国際的製薬企業との提携により有望な低分子化合物を導入し、様々な疾患領域の新規医薬品の開発を主として米国で行う公開製薬企業です。弊社のパイプラインには、喘息急性発作、COPD（慢性閉塞性肺疾患）、多発性硬化症を始めとする神経疾患、神経因性疼痛、薬物依存、喘息、間質性膀胱炎、固形癌、全般性不安障害、切迫早産、尿失禁など、多様な疾患の治療を目的とする 6 つの臨床段階の化合物と、血栓症治療を目的とする 2 つの前臨床段階の化合物が揃っております。メディシノバは、当面その戦略として、喘息急性発作及び COPD の治療薬 MN-221 と多発性硬化症及びその他の中枢神経系疾患治療薬 MN-166/AV411 との 2 つの優先的開発化合物に資源を集中して開発を進めていく予定です。MN-221 については、米国内で独自に開発を行い、一方 MN-166 については、開発に際して、戦略的な提携関係を構築することを考えております。また、他の製品候補につきましても、現金化を試みて参ります。弊社詳細につきましては http://www.medicinova.jp をご覧下さい。メディシ

ノバの所在地はアメリカ合衆国カリフォルニア州サンディエゴ市ラ・ホイヤ・ヴィレッジ・ドライブ 4350、スイート 950（電話 1-858-373-1500）です。

このプレスリリースには、1995 年米国民事証券訴訟改革法（The Private Securities Litigation Reform Act of 1995）に規定される意味での「将来の見通しに関する記述」が含まれている可能性があります。これらの記述には、製品候補の治療法としての新規性および効能を実証する臨床試験に関する記述、既存または将来の臨床試験の計画や目的および製品開発に関する計画または目的に関する記述などが含まれます。このような記述には、臨床試験の結果、現段階の臨床試験の結果が必ずしもその後の製品開発の行方を確定するものではないこと、将来の臨床試験のタイミング、費用、計画など、臨床試験、製品開発および商品化に付随するリスクや不確定要素、FDA に対して書類を提出するタイミング、当社の戦略の失敗、第三者との提携構築、アヴィジェンとの合併により、イブジラストに関する開発プログラムを統合することにより期待される戦略的、財務的メリットを実現する可能性、イブジラストに関する開発プログラムを進めるための戦略的提携交渉、または、資金調達の可能性、知的財産権や契約上の権利を始めとして、当社が米国証券取引委員会に提出した届出書に記載されているものも含めたその他のリスクや不確定要素など、その多くは当社のコントロールが及ばないいくつもの前提、リスク、不確定要素の影響を受けるものであります。したがって、「将来の見通しに関する記述」はその時点における当社の状況を述べているにとどまり、実際の結果または成り行きは、必ずしも予想通りにはならない可能性があることにご留意下さい。また当社には、この記述に関して、情報の修正または更新を行う義務はありません。